

特集 安田病院 占部医師インタビュー ～竹原市の産婦人科医療について～



うらべ さとし 占部 智 医師 プロフィール

昭和 50 年広島市生まれ。平成 13 年に川崎医科大学を卒業後、広島大学医学部産科婦人科学教室に入局。これまで広島大学病院、県立広島病院、呉医療センター、東広島医療センターなどで勤務し、令和 4 年 11 月に東広島市で占部産婦人科を開業予定。現在は安田病院で金曜日の産婦人科外来を担当している。

所得資格は、医学博士、日本産婦人科学会産婦人科専門医、日本周産期・新生児医学会周産期専門医、日本臨床細胞学会細胞診専門医など。

竹原市で産婦人科医療を提供している、「安田病院」占部智医師に竹原市の産婦人科医療についてお話を伺いました。

●産婦人科医療の現状

私は広島で生まれ育ち、約 20 年間広島県の周産期医療に従事し県内の産婦人科医療情勢を身近に感じてきました。ハイリスク妊娠の増加、分娩取り扱い施設の減少、産婦人科医師の減少など産婦人科を取り巻く環境は悪化してきています。

この傾向は地方都市でより急激に進行しており、竹原市でも、10 年以上前に分娩施設がなくなりました。一度医療体制が失われると再構築は難しいのですが、竹原市の援助のもと安田病院が産婦人科診療

を存続して下さっていました。

安田真衣子先生の地域貢献の熱い思いと竹原市の周産期医療に対する援助に産婦人科医として心より感謝しています。

●地域医療貢献への想い

祖父は三原市本町で産婦人科医院を開業しておりましたし、父と叔父も産婦人科医で長年広島県の産婦人科に携わってきた家系です。私は、診療で患者さんの訴えに真摯に耳を傾けて、一緒に治療の方法を考えることを大切にしています。

来年、東広島市で分娩取り扱い施設を開業する予定ですが、安田病院内に分院を設置して、竹原市や大崎上島町や近隣地域の皆様に安心して利用いただける産婦人科医療を提供していきたいと考えています。開業後もこれまでと変わらず診療を行う予定ですので、妊婦健診は安田病院で行い、お産だけ東広島市の本院で行うことも可能になります。産後健診(2週間・1 か月)も竹原市保健センターと密接に連携を取り、竹原市で安心して育児ができる体制を構築していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。



●市民のみなさんへ

産婦人科外来は第 1・3 水曜と毎週金曜に一般診療と妊婦健診を行っています。妊娠を疑われたら、まず安田病院にお電話いただき産科外来を予約してください。分娩予定日決定後に母子手帳を取得、妊婦健診が開始となります。希望の周産期施設があれば適切な時期に他院への紹介も可能です。安田病院では分娩は取り扱っていませんので、分娩は連携している産科施設に紹介します。ハイリスク妊娠や妊娠中の合併症の悪化など不測の事態にも対応できる体制が整っていますので、安心して当院で妊婦健診を受けていただきたいと思います。

安田病院では、子宮がん検診や一般婦人科外来も行っていますので、産婦人科に関連する悩みや症状などがあればお気軽に受診してください。



▲安田病院の安田真衣子医師(右)とは研修医時代の同期で、協力体制を築いている。

●安田病院婦人科外来 受診予約方法

婦人科を受診する場合は事前予約が必要です。以下の予約連絡先へ事前にご連絡ください。

予約先：安田病院 婦人科 ☎ 22-6121 / 妊婦健診 ☎ 22-6213 (妊娠確定前の場合)

妊婦健診予約受付時間：13時30分～17時30分 (ただし、木・日曜日を除く)

診察日	担当医師		
第2・第4水曜日 午前中	 ▲吉本医師	 ▲貞森医師	 ▲光野医師
毎週金曜日 午前中	 ▲占部医師	 ▲安田病院ホームページはこちらから	

介護保険施設の食費・居住費の減額について

介護保険の施設サービスやショートステイを利用する人で、所得等が以下の要件に該当する人は、申請により、食費と居住費の自己負担額に上限が設けられます。現在認定を受けている人には、6月中に申請書類を送りますので、7月中に更新の申請をしてください。

なお、次の更新から、対象者の要件や限度額が変更になります(太字記載が変更箇所です)。

申請に必要なもの

介護保険証、マイナンバーが確認できるもの、本人確認書類、資産が確認できる預貯金通帳等の写し(通帳等をお持ちいただいた人は市役所でコピーします。)

利用者 負担段階	対象者	限度額(1日あたり)					
		居住費				食費	
	所得要件 *世帯を分離している 配偶者を含みます	預貯金等合計 の要件	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所 ショート ステイ
第1段階	生活保護受給者等	1,000万円以下 (夫婦の場合は合計2,000万円以下)	820円	490円	490円	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税* であって、本人の合計所得 金額と課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が年 間80万円以下の人	650万円以下 (夫婦の場合は 合計1,650万 円以下)	820円	490円	490円	370円	390円
第3段階 ①	世帯全員が市民税非課税* であって、本人の合計所得 金額と課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が年 間80万円超120万円以下の人	550万円以下 (夫婦の場合は 合計1,550万 円以下)	1,310円	1,310円	1,310円	370円	650円
第3段階 ②	世帯全員が市民税非課税* であって、本人の合計所得 金額と課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が年 間120万円超の人	500万円以下 (夫婦の場合は 合計1,500万 円以下)	1,310円	1,310円	1,310円	370円	1,360円

申請先・問い合わせ 健康福祉課介護福祉係 ☎ 22-7743